特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 9 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和7年1月8日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 当町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定及び自己負担割合の判定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・保険料の徴収(滞納整理を含む) ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む 番号法の別表第二に基づいて、当町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | | | | |
| ③システムの名称 | 1. 介護保険システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. 申請管理システム | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 | | | | |
| (1)資格ファイル(2)認定ファイル(3)受給ファイル(4)給付ファイル(5)賦課ファイル(6)収滞納ファイル | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10 号、第11号、第2項 | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ンステムによる情報連携 | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する 2)実施しない | | | | |

3) 未定

番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項)

:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項)

:第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項)

:第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2、3の項)

: 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項)

:第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、57、87、109、116の項)

:第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項)

:第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うことされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)

:第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)

: 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、69、87、88の項)

:第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うことされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)

: 第三欄(情報提供者)が「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別 児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うことと されている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第 二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由と する給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、85、87の項)

(別表第二における情報照会の根拠)

:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)

:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)

5. 評価実施機関における担当部署

① 部署 住民福祉部 福祉介護課、総務部 税務課

②所属長の役職名 福祉介護課長 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号636-8511

王寺町役場総務部総務課総務係

住所: 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話: 0745-73-2001 ファクス: 0745-32-6447

E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp

②法令上の根拠

請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課介護保険係 住所: 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話: 0745-73-2001 ファクス: 0745-73-6311 E-mail:fukushikaigo-kh@town.oji.nara.jp

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|---------|-------------------|--------------|--|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 令和6年12月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人以上] | | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和6年12月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|---|------------------|-----------|---|--|--|
| | 項目評価書] | ᄭᆍᇅᅜᄆᅘᄺ | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 | | |
| されている。 | 心(成)実に りいては、てれてん | 10里点填日計圖: | 音スは主項日計画者にのいて、リヘッ対束の計神が記戦 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(作 | 情報提供ネットワークシス | ステムを通じた。 | 入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や情報提供ネットワ | ークシステムを道 | 通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 判断の根拠 | 項等を ・住で記 ・申まる に複数 と。 ・ を ・ を と の も と で も を も と で き も た で も り も り も り も り も り も り も り も り も り も | 遵守している。 ペット照会によりマイナン 載されたマイナンバーの 肴からマイナンバーが得 烈会を原則とすること。 √での確認や上長による | バーを取 D真正性確 られない る最終確認 R管・廃棄 | ナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その認を行うこと。 場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこまでのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発 |

| 9. 監査 | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 客発 2011年 - 1987年 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - 19874 - | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない | | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | |
| 判断の根拠 | 王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | | | | | |

変更箇所

| 変更箇層 | 打 | | | | |
|------------|---|----------------------------------|--|------|-----------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成28年7月29日 | 5.評価実施機関における担当 部署 | 福祉介護課長 植野 善信 | 福祉介護課長 森田 眞弓 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 平成28年8月5日 | 5.評価実施機関における 担当部署 ①部署 | 住民福祉部 福祉介護課 | 住民福祉部 福祉介護課、総務部 税務課 | 事後 | 追加訂正 |
| 平成28年8月5日 | 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長 | 福祉介護課長 森田 眞弓 | 福祉介護課長 森田 眞弓 税務課長 南 昌邦 | 事後 | 追加訂正 |
| 平成28年9月20日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | なし(右記追加) | 医療保険者その他の法令による医療に関する 給付の支給を行うこととされている者(109の 百) | 事後 | 追加訂正 |
| 平成28年9月20日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | なし(右記追加) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令 により行われる給付の支給を行うこととされている者(17の頁) | 事後 | 追加訂正 |
| 平成29年5月2日 | 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長 | 福祉介護課長 森田 眞弓 | 福祉介護課長 西田 光慶 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 平成30年5月25日 | 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 | なし(右記追加) | 及び自己負担割合の判定 | 事後 | 追加訂正 |
| 平成30年5月25日 | 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長 | 税務課長 南 昌邦 | 総務部参事 竹川 雅敏 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 平成30年5月25日 | 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | E-mail:yawaragi@town.oji.nara.jp | E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp | 事後 | 追加訂正 |
| 平成30年5月25日 | 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先 | ファックス : 0745-32-6447 | ファックス: 0745-73-6311 | 事後 | 追加訂正 |
| 平成30年5月25日 | 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先 | E-mail:yawaragi@town.oji.nara.jp | E-mail:fukushikaigo@town.oji.nara.jp | 事後 | 追加訂正 |
| 平成30年5月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名 | 福祉介護課長 西田 光慶 総務部参事 竹川 雅敏 | 福祉介護課長 総務部参事 | 事後 | 様式変更 |
| 令和1年5月17日 | I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名 | 総務部参事 | 税務課長 | 事後 | 人事異動による変更 |
| 令和1年5月17日 | Ⅳ リスク対策 | | 追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和3年10月6日 | 4情報ネットワークシステムに よる情報連携 | 参照条文 | 法改正による条ずれ | 事後 | 条ずれ修正 |
| 令和5年5月2日 | 1. 特定個人情報を取り扱う事 務②事務の概要 | 右記追加 | ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む | 事後 | 追加訂正 |
| 令和5年5月2日 | 1. 特定個人情報を取り扱う事 務③システムの名称 | 右記追加 | 4. 申請管理システム | 事後 | 追加訂正 |
| 令和7年1月8日 | Ⅱしきい値判断項目 いつ時点での計数か | 令和3年9月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和7年1月8日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 | - | 項目追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和7年1月8日 | IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策 | - | 項目追加 | 事後 | 様式変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |